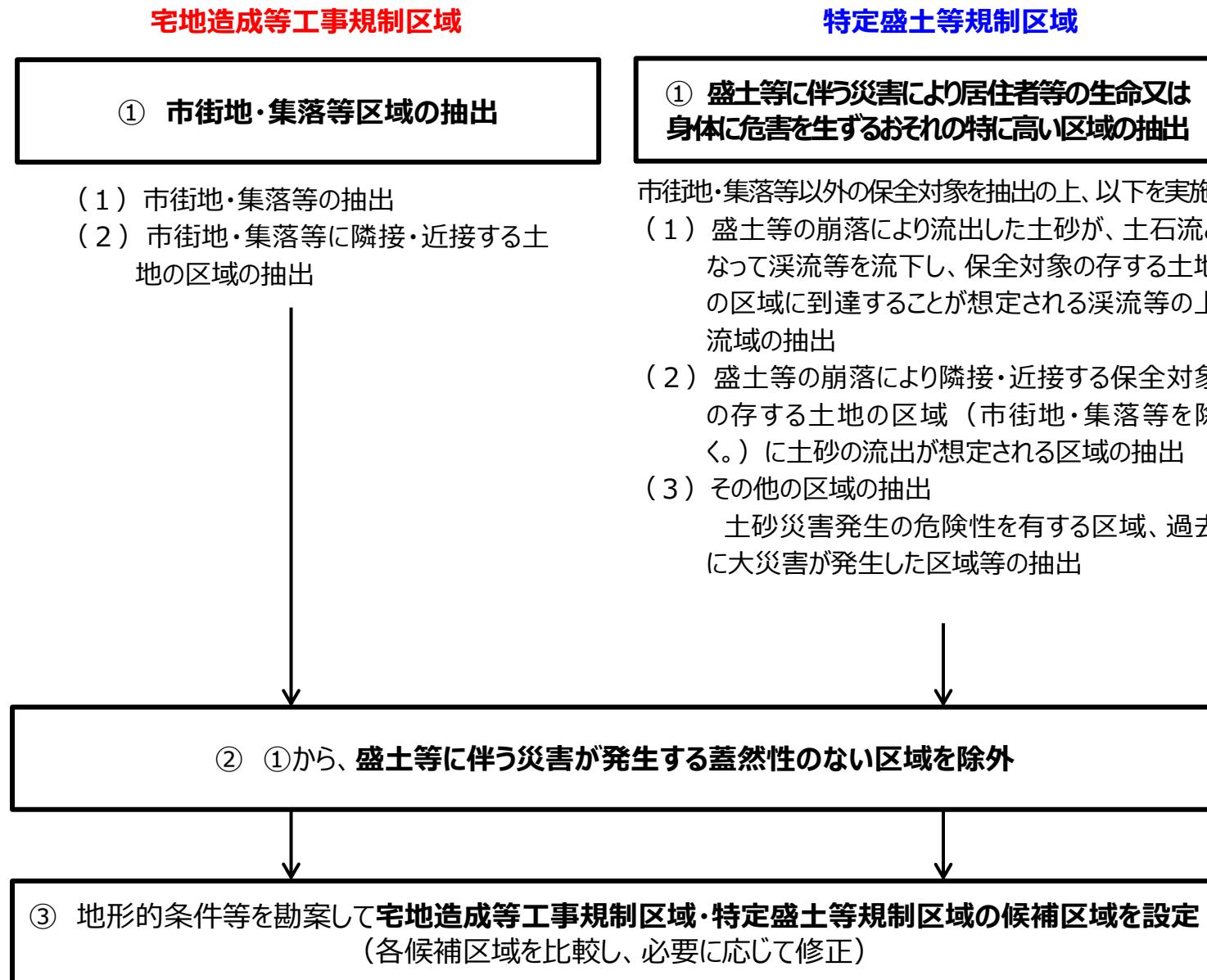


令和7年度 沖縄県盛土等規制検討委員会

盛土規制法_規制区域指定進捗について (R8年1月)

- ・規制区域の抽出フロー
- ・規制区域（素案）基本的な考え方 R7.2月
- ・規制区域（案）公表およびパブリックコメント実施
- ・規制区域指定に向けた手続き工程（案）、今後の予定

規制区域候補の抽出フロー



沖縄県_規制区域（素案）基本的な考え方 R7.2月

- 基礎調査要領に基づき宅造区域及び特盛区域の指定候補となる区域を抽出し、県の基本的な考え方及び現地調査を踏まえ、規制区域（素案）をとりまとめた。全市町村に素案段階での事前意見照会を実施した。
- 規制区域（素案）における県の基本的な考え方として、宅造区域における都市計画区域の取扱い、集落の定義、隣接・近接の範囲、特盛区域における道路や離島の取扱い等を整理し、反映させた。

地域要件の例		概要
宅造区域	都市計画区域の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域のうち、以下に応じた候補区域の取扱いをケーススタディ <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域のうち、線引き都市計画区域/非線引き都市計画区域による別 ・線引き都市計画区域のうち、市街化区域/市街化調整区域による別 ・都市計画区域のうち、用途地域あり/なしによる別 → 採用
	地域開発計画等策定区域の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●条例等で指定されている「立地適正化計画（居住誘導区域）」「市街化調整区域における既存集落、既存住宅団地」「地区計画の指定区域」「土地区画整理事業の指定区域」等の指定区域の取扱いを検討 → 宅造区域の候補を確認
	集落の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●集落に関連する「建築物（人家）」及び「敷地間距離」について、組み合わせをケーススタディ <ul style="list-style-type: none"> ・3戸-50m（要領の解説に示される他自治体での集落定義事例） ・5戸-50m（要領の解説に示される他自治体での集落定義事例） ・50戸-50m（沖縄県開発基準の定義） → 採用
共通	区域に隣接・近接する土地の範囲の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●地盤の勾配に応じて、取り扱いを検討 <ul style="list-style-type: none"> ・平地（勾配1/10未満）；50m ・傾斜地（勾配1/10以上）；250m → 採用：過去災害等を踏まえた要領に示される最大値を隣接・近接の範囲とする：安全側
特盛区域	保全対象としての道路の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●道路の種別に応じた、保全対象としての取扱いをケーススタディ <ul style="list-style-type: none"> ・県道まで（高速道路、一般国道、一般県道）を保全対象とする ・市町村道まで（高速道路、一般国道、一般県道、市町村道）を保全対象とする ・林道・農業用道路等まで（全ての公共道路）を保全対象とする → 採用：安全側
	離島の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●保全対象の有無や災害リスクに応じた、特盛区域の指定方針を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象がひとつでも存在する離島；島全域を対象に区域を指定 ・保全対象が存在しない離島；人の往来状況や開発動向を踏まえ取り扱いを検討 → 有人島及び災害リスクのある無人島（架橋離島、指定離島等）を規制区域とする

規制区域（案）公表 R7.10.31～

盛土規制法第4条第2項の規定に基づき、規制区域(案)を以下のとおり公表します

1. 規制区域の概要

盛土規制法では、都道府県知事等(都道府県、政令指定都市、中核市)が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を以下の2つの規制区域として指定することとされています。※那覇市(中核市)の区域指定や規制は、那覇市長が実施します。

【宅地造成等工事規制区域】

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。

【特定盛土等規制区域】

市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等。

沖縄県では、令和6～7年度に盛土規制法に基づく規制区域指定のための基礎調査を実施した結果、島しょ部を含む「県内ほぼ全域(那覇市を除く)」が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に該当することとなりました。県全域と市町村ごとの規制区域(案)は以下のとおりです。

※那覇市の盛土規制法規制区域(案)等については那覇市HPにてご確認ください。

> [那覇市HP「盛土規制法の概要」\(外部リンク\)](#)

2. 規制区域(案)沖縄県全域

[沖縄県 全域図 \(PDF 2.0MB\)](#)

3. 規制区域(案)市町村別

市町村によっては、レイアウト上、全域図と分割図に分けて表示しています。

[宜野湾市 全域図 \(PDF 3.8MB\)](#)

[石垣市 全域図 \(PDF 1.3MB\)](#)

[石垣市 分割図1 \(PDF 2.5MB\)](#)

[石垣市 分割図2 \(PDF 4.1MB\)](#)

[浦添市 全域図 \(PDF 3.7MB\)](#)

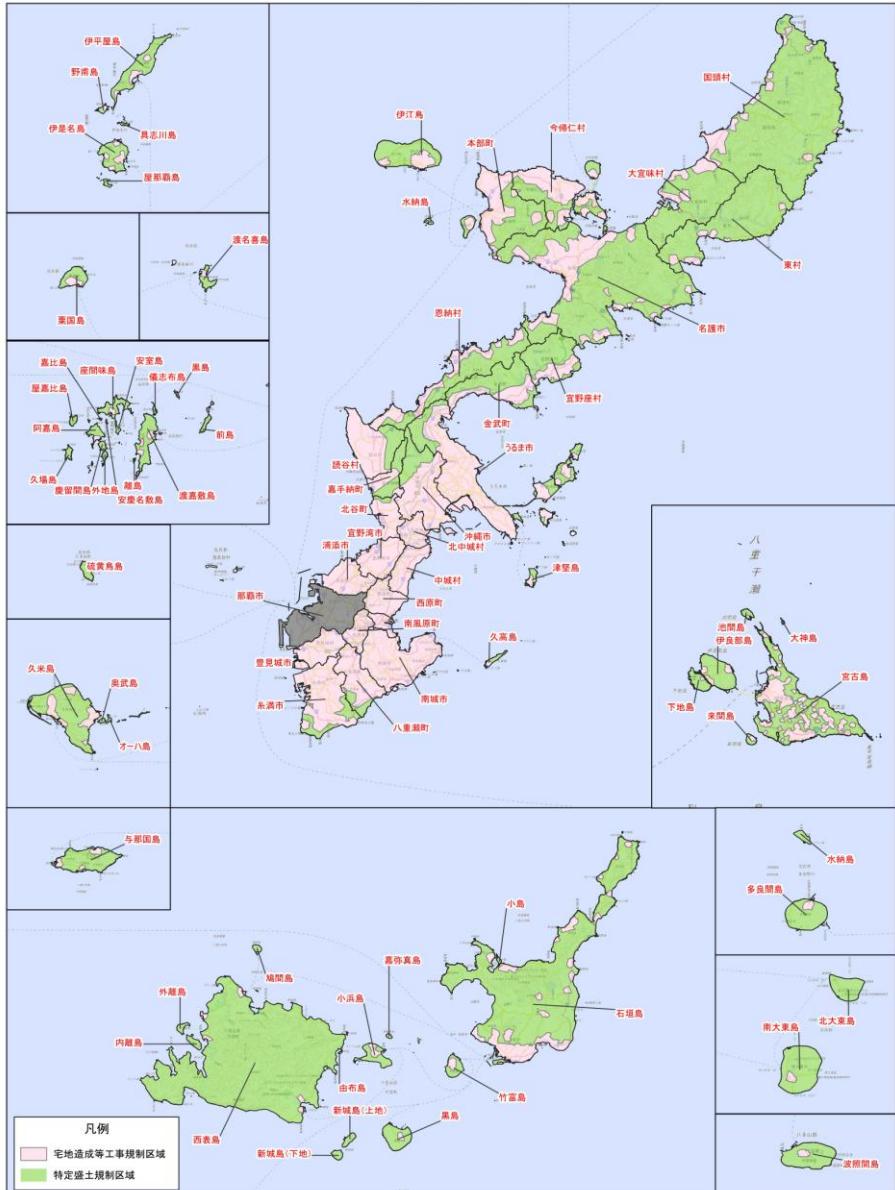
[名護市 全域図 \(PDF 3.6MB\)](#)

- [名護市 分割図2 \(PDF 3.5MB\)](#)
- [名護市 分割図3 \(PDF 3.1MB\)](#)
- [名護市 分割図4 \(PDF 2.2MB\)](#)
- [糸満市 全域図 \(PDF 3.1MB\)](#)
- [沖縄市 全域図 \(PDF 2.9MB\)](#)
- [沖縄市 分割図1 \(PDF 4.0MB\)](#)
- [沖縄市 分割図2 \(PDF 3.6MB\)](#)
- [豊見城市 全域図 \(PDF 4.4MB\)](#)
- [うるま市 全域図 \(PDF 2.8MB\)](#)
- [うるま市 分割図1 \(PDF 3.9MB\)](#)
- [うるま市 分割図2 \(PDF 1.1MB\)](#)
- [うるま市 分割図3 \(PDF 3.6MB\)](#)
- [うるま市 分割図4 \(PDF 1.1MB\)](#)
- [宮古島市 全域図 \(PDF 1.3MB\)](#)
- [宮古島市 分割図1 \(PDF 4.2MB\)](#)
- [宮古島市 分割図2 \(PDF 3.4MB\)](#)
- [南城市 全域図 \(PDF 4.7MB\)](#)
- [国頭村 全域図 \(PDF 2.1MB\)](#)
- [国頭村 分割図1 \(PDF 2.0MB\)](#)
- [国頭村 分割図2 \(PDF 3.0MB\)](#)
- [国頭村 分割図3 \(PDF 2.1MB\)](#)
- [大宜味村 全域図 \(PDF 3.5MB\)](#)
- [東村 全域図 \(PDF 2.8MB\)](#)
- [東村 分割図1 \(PDF 3.6MB\)](#)
- [東村 分割図2 \(PDF 2.3MB\)](#)
- [今帰仁村 全域図 \(PDF 3.2MB\)](#)
- [本部町 全域図 \(PDF 2.9MB\)](#)
- [恩納村 全域図 \(PDF 2.4MB\)](#)
- [恩納村 分割図 \(PDF 3.8MB\)](#)
- [宜野座村 全域図 \(PDF 3.1MB\)](#)
- [金武町 全域図 \(PDF 3.0MB\)](#)
- [伊江村 全域図 \(PDF 1009.4KB\)](#)
- [錦谷村 全域図 \(PDF 3.3MB\)](#)
- [嘉手納町 全域図 \(PDF 4.1MB\)](#)
- [北谷町 全域図 \(PDF 3.7MB\)](#)
- [北中城村 全域図 \(PDF 3.8MB\)](#)
- [中城村 全域図 \(PDF 3.4MB\)](#)
- [西原町 全域図 \(PDF 4.3MB\)](#)
- [与那原町 全域図 \(PDF 4.7MB\)](#)
- [南風原町 全域図 \(PDF 3.9MB\)](#)
- [渡嘉敷村 全域図 \(PDF 2.6MB\)](#)
- [座間味村 全域図 \(PDF 2.9MB\)](#)
- [糸国村 全域図 \(PDF 666.9KB\)](#)
- [渡名喜村 全域図 \(PDF 615.4KB\)](#)
- [南大東村 全域図 \(PDF 949.8KB\)](#)
- [北大東村 全域図 \(PDF 709.2KB\)](#)
- [伊平屋村 全域図 \(PDF 1.1MB\)](#)
- [伊是名村 全域図 \(PDF 972.8KB\)](#)
- [久米島町 全域図 \(PDF 3.6MB\)](#)
- [八重瀬町 全域図 \(PDF 4.3MB\)](#)
- [多良間村 全域図 \(PDF 2.0MB\)](#)
- [竹富町 全域図 \(PDF 1.2MB\)](#)
- [竹富町 分割図1 \(PDF 3.3MB\)](#)
- [竹富町 分割図2 \(PDF 4.0MB\)](#)
- [竹富町 分割図3 \(PDF 4.2MB\)](#)
- [与那国町 全域図 \(PDF 1.0MB\)](#)

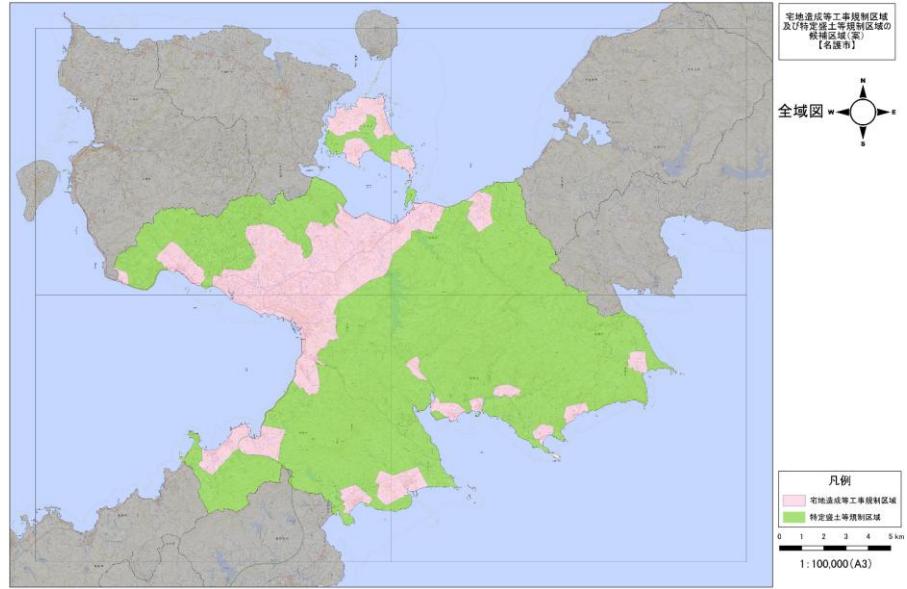


規制区域（案）公表 R7.10.31～

県全域 規制区域（案）



市町村別 規制区域（案）



規制区域（案）パブリックコメント実施結果 R7.10.31～

沖縄県民意見公募手続実施要綱に基づき、R7.10.31～12.1の期間、パブリックコメントを実施した。実施の結果、提出された意見は0件であった。

「盛土規制法に基づく規制区域(案)」に関する県民意見の募集



ページ番号1036918 更新日 2025年12月10日

[印刷](#) [大きな文字で印刷](#)

ご意見取りまとめ中(募集は締め切りました。)

令和3年7月に、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したこと、甚大な人的・物的被害が生じました。

この災害を発端に、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、「盛土規制法」という。)が令和5年5月26日に施行されています。

沖縄県においても、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域(以下、「規制区域」という。)に指定するため、盛土規制法に基づく基礎調査(那覇市を除く)を実施し、今回、それぞれの規制区域(案)を作成しました。

つきましては、この規制区域(案)について、広く県民の皆様からの御意見を募集します。

募集期間

2025年10月31日(金曜日)から12月1日(月曜日)郵送の場合は当日消印有効

計画案等の入手方法

(1)本ページの「関連リンク(盛土規制法に基づく規制区域(案)の公表)」からダウンロード。

意見提出件数(人数等)

0件 (0人)

結果公表日

2025年12月10日(水曜日)

募集内容詳細

意見の提出方法

(1)意見書様式(PDFファイル、Word ファイル)に、住所、氏名(団体・グループの場合は団体・グループ名)及び連絡先を記入してください。
(2)提出方法は電子メール、郵便又はファックスによるものとします。

郵送の場合

あて先
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部建築指導課盛土対策班

ファックスの場合

あて名:沖縄県建築指導課
件名:「盛土規制法に基づく規制区域(案)に対する意見」
ファックス番号
098-866-3557

電子メールの場合

件名:「盛土規制法に基づく規制区域(案)に対する意見」
メールアドレス
aa066001@pref.okinawa.lg.jp



規制区域指定に向けた手続き工程（案）、今後の予定

